

# 鳥取市湖山池の高塩分化事業の生物多様性保全・希少野生動物保護における問題点

○鶴崎展巨（鳥取大・地域・生物）

鳥取県と鳥取市は湖山池の水質浄化と称して2012年3月12日に湖山川の水門を開放した。これにより、湖山池はこの湖がこれまで一度も経験したことのない高濃度の塩分にさらされ、生物相は激変し、鳥取県希少野生動物の保護に関する条例によって鳥取県特定希少野生動物に指定されているカラスガイは絶滅寸前となっている。湖山池からカラスガイが絶滅するという事は、鳥取県から古くから在来の動物が1種絶滅するということの意味する。これが現実になれば、鳥取県は地方自治体がおこなった事業で地元の貴重な野生動物を絶滅させた全国初の自治体となる。

この事業は、環境影響評価法(1999)、鳥取県環境影響評価条例(1999)、鳥取県希少野生動物の保護に関する条例(2001)、生物多様性基本法(2008)に対する明白な違反である。

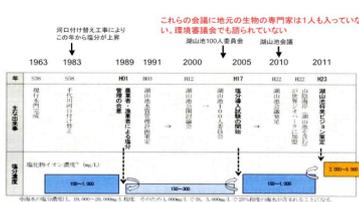
## 湖山池(本来の塩分は海水の1/100~1/20)を、東郷湖並みの塩分(海水の1/10~1/4)にすることの問題点

- 湖山池に生息する多数の淡水性の絶滅危惧種(RDB掲載種)を絶滅させた(「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例(2001)」違反)
- 鳥取県特定希少野生動物指定種のカラスガイを絶滅させた(「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例(2001)」違反)
- 湖山池の生物多様性を著しく減少させた。トンボも飛べない池をなぜ「豊か」と呼べるか(「生物多様性基本法(2008)」違反)
- 鳥取県の自然環境・および生物の多様性を著しく減少させる(「生物多様性基本法(2008)」違反)
- 湖山池の動植物について地元の専門家からの情報聴取も、環境アセスメントもやっていない(「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(1996)」、「鳥取県環境影響評価条例(1999)」、「環境影響評価法(1999)」違反)
- 環境審議会でも諮られていない。審議会委員の意見も完全に無視
- 県民・市民に正しい情報を与えていない。
- 当初計画の塩分さえも守らず(昨夏以降、湖山池全域で塩分は海水の1/4を超えていた)、「将来ビジョン」では消失しないとしていた動植物も絶滅させていた。



1978年 千代川の河口付け替え工事により、1983年に湖山川は賀露港に直結  
湖山川水門は1963年に完成  
鳥取県立博物館所蔵資料より許可をえて掲載

1983年に湖山川が日本海に直結したため水門を開放すると湖山池には400年以上未経験の高濃度の塩分が流入する。この事業を「汽水域の再生」だというのは誤りである。



「湖山池将来ビジョン」鳥取県・鳥取市のパンフレット(2012年1月)より  
生息環境調査(2010)のメンバー、一画(ランタン)、奥田英夫(水質調査)、関井秀夫(野生動物)、中村野郎(水質調査)、渡辺良直(この事業は事業の是非を検討しわけではない)

## 生物多様性基本法(2008年制定)

政府は生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性国家戦略)を定めなければならない

## 生物多様性国家戦略2010

- 生物多様性の社会への浸透
- 人と自然の調和の再構築
- 森・里・川・海のつながりの確保
- 地域規模の視野をもった行動

あらゆる国土管理において生態系保全の観点が必要とされる

鳥取県の今回の事業は、湖山池の生物多様性を著しく減らすのみでなく、東郷池と類似の塩分になることにより鳥取県全体の生物多様性も大きく減少させる。これは生物多様性基本法に反する



← 水門開放以前(上)と水門開放後の湖山池のヨシ原の変化  
藤島弘純博士提供  
どちらも湖山池北西の三津付近から撮影した写真。  
手前右のヨシ原が消失している。岸辺の岩盤も右に後退しているように見えるのは水位が上昇しているためと思われる。

## 環境影響評価法および鳥取県環境影響評価条例

事業の種類	鳥取県環境影響評価条例		環境影響評価法	
	一般地域	特別地域	第1種事業	第2種事業*
河川 ダム・堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上
放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上

\*第2種事業:環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業。たとえば、水質の多い干潟など、とくに環境保全に配慮の必要と考えられる地域については、スクリーニングにより、第2種事業かどうかを判定

## 湖山池の面積は 688 ha、しかも特別地域に該当アセスメントをすべき対象である



湖山池の浄化対策で使用する砂を置き置いています  
鳥取県では湖山池の浄化対策の一環で電砂事業を計画しています。電砂事業には、大量の砂が必要となるため、公共事業で発生する砂を一時的に置き置いています。ご理解とご協力をお願いします。



この記事には湖内90haに覆砂を計画とある。この面積は鳥取県環境影響評価条例特別地域の75haを超えている。にもかかわらず、県は、環境アセスメント対象事業ではないと言っている。なぜ?

## 鳥取県希少野生動物の保護に関する条例(2001年(平成13年)12月21日制定)

第5条 県は、野生動物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動物の保護およびその生息・生育する自然生態系の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施するものとする。

2 県は、教育活動、広報活動等を通じて、希少野生動物の保護およびその生息・生育する自然生態系の保全の必要性について県民および事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

第11条 特定希少野生動物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷をしてはならない。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。  
(1) 第11条または第17条第3項の規定に違反した者

\*第17条第3項は保護管理区域の保全に関する規定

## 鳥取県 特定希少野生動物

動物 植物は33種

- クマタカ
- クマドリ
- オオサンショウ
- オボウソウ
- アカヒレタビラ
- コガタノゲコ
- オウスイロヒョウモン
- カラスガイ

鳥取県 特定希少野生動物

カラスガイ

コガタノゲコ

クマタカ

クマドリ

オオサンショウ

オボウソウ

アカヒレタビラ

コガタノゲコ

オウスイロヒョウモン

カラスガイ

◎印は保護管理計画が策定されているもの

写真はレイドデータバンクより2002年に撮影・使用されているものを掲載

## 湖山池と東郷池のいくつかの分類群の種数比較

	湖山池	東郷池
鳥類	118	71
水鳥	76	41
魚類	34	28
淡水貝類	14	5
トンボ類	29	10
Total	194	114

鳥取県は事業パンフレットで、東郷湖のほうが生態系が豊か、湖山池の生物多様性は減少していると記しているが、これは事実無根である。生息記録種数ほどの動物群でも湖山池のほうがはるかに多いのである。湖山池の水生動物の多くは淡水性で、海水の1/10~1/4の塩分では生きられない。鳥取県の生物多様性保全における重大問題である。

## レッドリスト掲載種で湖山池に生息する動物

種の名	動物群	環境省RDB	鳥取県RDB2012	備考
オオサンショウ	タニシ科	NT	NT	
モリアライ	モリアライ科	NT	NT	
イシガイ	イシガイ科	NT	NT	湖内では湖山池が最大の生息地だった
ヒメマツカガイ	イシガイ科	NT	GR+EN	湖内ではここも生息地だった
カラスガイ	イシガイ科	NT	GR+EN	鳥取県特定希少野生動物
ヌカガイ	イシガイ科	NT	NT	
ヤマトシジミ	シジミ科	NT	NT	
ヤマトシジミ	シジミ科	NT	NT	
アマモリイシゴ	貝類	NT	NT	湖内ではここも生息地だった
スズヤマト	淡水魚	VU	VU	
ワカサギ	淡水魚	NT	NT	
ヤマトザコ	淡水魚	NT	NT	イシガイ類が絶滅すると本種も絶滅する
スズキマダコ	淡水魚	EN	NT	
イヨ	淡水魚	LP	GR+EN	最近の記録はない。

赤字は東郷湖なみの塩分では生息できない種  
ヤマシジミは湖山池では他池地産のものが放流されており、保護に値しない

湖山池には約20種の鳥取県レッドリスト掲載種(野鳥類を含めると54種)が生息しているが、鳥取県は事業決定前にこれらのリストももっていないかった。リストは私たちが担当課に水門開放前に渡したが、それも無視して水門を開放し、淡水性動物を湖山池から絶滅させた。



左に赤い貝類で汽水でも生息可能なヤマシジミのみである。湖山池のヤマシジミは頻りに汚染を受けており、保護には値しない。  
湖山池には5種ものイシガイ類が生息するが、保護可能な生態系であったが、保全に値しない種も含まれ、これが絶滅させられた。鳥取県と鳥島市の責任はきわめて重大である。

## 生活環境部対策(移植)

## 22個体を長柄川河口などに移植

移植の結果:  
7月までは生きていたが、  
8月上旬に全滅が確認された。

- 2012年5月にすでに長柄川の内部にまで高濃度塩分が入っており、危険、8月の調査では8.5ppt(ほぼ海水の1/4)
- 河川の流量が多いと塩分は下がるが、湖山池へ流される(カラスガイは止水性の二枚貝である！)

カラスガイをはじめとするイシガイ類は幼生がヨシノボリ類などの淡水魚に寄生するため、移植がもっとも困難な動物群である。しかも塩分には非常に弱い。鳥取県が考えた長柄川への移植ではカラスガイを保全できないことが明白であり、相談を受けた鶴崎や貝類の専門家である谷岡浩氏がそれが保全できないと再三意見したにもかかわらず、県はこれを無視して強行し、湖山池内から本種を絶滅させた。現在、湖山池南岸に1カ所残存池が見つかっているがきわめて危険な状態である。

2012.7.20付朝日新聞(鳥取版)の記事

「汽水化危うい生態系」

「専門家 カラスガイの生息地奪う」

「正しくはこうである。専門家に意見を聞いたが、それは無視して、自分たちで決めた。」

「これはこの記事の執筆者の書き間違いではないので誤解なきよう。県の担当者も県民にも正確にこのような誤った説明をしているのもである」